

# 兵庫県公報

令和5年8月9日 水曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 選挙管理委員会告示

ページ

○ 令和5年4月23日執行西宮市議会議員選挙の当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決 …… 1

## 選挙管理委員会告示

### 兵庫県選挙管理委員会告示第32号

令和5年4月23日執行西宮市議会議員選挙の当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決

令和5年4月23日執行の西宮市議会議員選挙の当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和5年8月9日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

裁 決 書

審査申立人

西宮市老松町10-1-205

山 口 博 史

上記審査申立人（以下「申立人」といいます。）が令和5年6月20日付けで提起した同年4月23日執行の西宮市議会議員選挙（以下「本件選挙」といいます。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決します。

主 文

本件選挙における当選の効力に関する審査の申立てを棄却します。

審査の申立ての趣旨及び理由

#### 1 審査の申立ての経緯

- (1) 申立人は、本件選挙における候補者です。
- (2) 申立人は、本件選挙において311,141票を得ましたが、最下位当選者と1,724,859票差で落選しました。
- (3) 申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、令和5年5月8日付けで西宮市選挙管理委員会（以下「市選管」といいます。）に対し異議を申し出ました。
- (4) 市選管は、令和5年6月1日付けで異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」といいます。）をしました。
- (5) 申立人は、原決定に不服があり、本件選挙の当選の効力について、令和5年6月20日付けで当委員会に対し、審査を申し立てました。

#### 2 審査の申立ての理由

本件審査の申立ての理由を要約すると次のとおりです。

- (1) 申立人は、過去の選挙において、市選管に対し、按分票の発生を防止するための対策を、繰り返し提言してきました。
- (2) さらに、本件選挙の立候補に際しては、按分票が発生しないよう、自らの氏名をすべて漢字で表記した「山口博史」で立候補の届出を行いました。申立人と同姓の「山口まゆみ」候補、同名の「多田ひろし」候補及び「村上ひろし」候補がいたため、按分票が生じました。
- (3) 市選管が行った投票の分類及び集計について、適法かつ適切になされたか疑義があるため、実物検証（票の開披再点検）を求めます。具体的には、申立人と同姓である「山口まゆみ」候補の得票（3,354票）の中に、申立人との按分対象となるべき票が混入していないか、また、申立人と「山口まゆみ」候補の按分

となった票（「山口」票など13票）の中に、申立人の単独有効票が混入していないかを確認する必要があります。

#### 裁 決 の 理 由

##### 1 申立人が求める審査の内容

当選の効力に関する争訟においては、「その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決）とされています。

本件審査の申立てにおいて、申立人は、市選管が行った投票の分類及び集計に誤りがないか、実物検証（票の開披再点検）により確認したい旨を主張していますが、これが単に申立人にかかる得票数の確認を求めるだけのものであるならば、当選の効力には何ら関係なく、審査の対象とはなりません。しかし、申立人の主張を広く解すれば、各候補者の有効得票数の算定の違法を争うものに関する申立ての提起であり、当選の効力を争う趣旨であると認められることから、当委員会は本件審査申立てを適法なものとして認め、市選管から本件選挙の開票録その他原決定の理由となる事実を証する書類（以下「関係書類等」といいます。）の提出を受け、慎重に審査を行いました。その結果は次のとおりです。

##### 2 開票事務について

当委員会が市選管から提出を受けた関係書類等によれば、本件選挙における開票事務は、次のとおりであったと認められます。

- (1) 開票事務は、令和5年4月23日午後9時30分から、西宮市立中央体育館において、市選管において選任された開票管理者、届出による開票立会人10人、事務従事者総数307人により開始しています。なお、開票立会人10人の中に、申立人が届け出た者は含まれていませんでした。
- (2) 開票作業は、事前に事務従事者に配布されている「開票事務のしおり」に基づいて実施されています。  
「開票事務のしおり」によれば、開票開始の宣言があった後、投票の入ったビニール袋を投票箱から取り出し、これを開披台へ移動させ、投票を混同します。
- (3) 開披台で投票を揃えた後、投票用紙分類機を使用し、ア行、カ行、サ行といった候補者名の行別や、白票、按分票、疑問票（識別不能票）の別に応じ、分類します。このとき、候補者名の行別に分類した票は、再度、投票用紙分類機を使用し、候補者別に分類し、さらに内容点検係が1枚ずつ目視により点検し、間違いがなければ、枚数計算係が計数機を2度使用し、候補者別の有効投票を100票単位で束ねます。
- (4) 投票用紙分類機で白票や按分票と判別された票は、第2審査係に回付します。また、疑問票（識別不能票）とされた票は、識別不能票分類係に回付され、明らかに有効と認められる票（枠外への記載や2行書きなど一目で有効と分かる票）とその他の票（疑問票や候補者氏名のほか職業・身分・所属党派等が併記された票など）に分類します。その後、明らかに有効と認められる票は有効投票として候補者別に分類し、内容点検係が目視の点検をします。その他の票については、第1審査係に回付します。
- (5) 第1審査係では、あらかじめ作成している効力の判定資料を基に、有効・無効の判定を行い、有効票については候補者別に分類し、計数機で計数点検を行います。また、疑問または無効とされた票は、第2審査係に回付します。
- (6) 第2審査係では、投票用紙分類機で白票、按分票とされた票や、第1審査係から回付された投票について、効力の判定資料を基に、有効・無効の判定困難な投票、明らかに無効と認められる投票、点字・ローマ字等の投票、按分される投票に分類します。このうち、明らかに無効と認められる投票は無効投票の類別ごとに分類し、按分される投票については、種類ごと（氏、名、その他）に分類します。その後、開票事務の終盤において、立会人の意見を聞き、開票管理者の決定を受けた無効投票及び按分票は、得票計算係に回付します。
- (7) 上記(3)で枚数計算係が計数した有効投票や上記(5)で第1審査係が計数した有効投票は、特別整理係に回付します。そして、特別整理係は有効投票を候補者別に300票束にした上で、得票計算係に回付します。その後、得票計算係において、特別整理係から回付された有効投票及び第2審査係から回付された按分票・無効投票の計算・集計を行います。
- (8) 得票計算係で計算・集計された有効投票は、一括自由点検台で一定時間開示し、随時、開票立会人の点検を受け、開票管理者の決定を受けます。その後、別で開票管理者の決定を受け、得票計算係の計算・集計を終えた按分票や無効票とともに決定済投票集積台へ移動させます。
- (9) 開票が確定すれば、直ちに開票結果等を記載した開票録を作成し、開票管理者及びすべての開票立会人

がそれに署名を行います。

3 以上によれば、本件選挙におけるすべての投票は、投票用紙分類機によって分類され、目視による内容点検を行っており、票数についても、枚数計算係が計数機を2度使用し、確認が行われています。また、按分票も含め、すべての投票は、開票立会人の点検を受けた上で、開票管理者が決定しており、市選管の手続きに何ら瑕疵は認められません。

さらに、開票録には開票管理者及びすべての開票立会人が署名を行っており、市選管への聞き取りによれば、投票の効力について意見を申し出た立会人はありませんでした。また、市選管が作成した有効投票計算表や按分計算表によれば、各候補者の得票数の算定は適正に行われていると認められます。

4 申立人は、市選管が行った投票の分類及び集計に疑義があるため、実物検証（票の開披再点検）をする必要があると主張しますが、上記のとおり、本件選挙における開票事務は適正に行われていると認められます。一方、申立人は主張を裏付ける具体的な証拠を提示しておらず、その主張は憶測の域を出ません。よって、申立人の主張は採用できません。

5 よって、本件選挙における当選の効力に関する申立人の主張には理由はなく、申立人の異議申出を棄却した市選管の決定は妥当であり、当委員会は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」といいます。）第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決します。

令和5年8月9日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石 堂 則 本

教示

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができます。